

2023 九州さくらカップ選手権大会

競技者に対する裁量ペナルティーの指針

1. 全般

- 1.1 違反に対する適切なペナルティーを決定する裁量が Jury にある場合、そのペナルティーはゼロ点から DNE の範囲に及びます。ペナルティーの決定に、Jury はこの文書を用います。
- 1.2 裁量ペナルティーは単なる標準ペナルティーのリストではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整する必要があります。全体的な考え方は、特定の違反に対する基本的なペナルティーを決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減することです。
- 1.3 推奨される基本ペナルティーは添付の 2 つの表に記載されています。これらは、一般的な特定の違反の基本バンドと、特定の違反がリストされていない場合に使用される一般的な質問への回答を示しています。特定の違反に対してペナルティーは、その一般的な質問を使用して、特定の違反に対するバンドを決定します。
- 1.4 ペナルティーは 4 つのバンドに分けられ、その中点が通常の基本ペナルティーです。
 - (a) バンド 1 - 0-10% (中点 5%)
 - (b) バンド 2 - 10-30% (中点 20%)
 - (c) バンド 3 - 30-70% (中点 50%)
 - (d) バンド 4 - DSQ / DNE (初期値 DSQ)
- 1.5 先ず、以下の表を使用して適用されるバンドを見つけます。「基本ペナルティー」はバンドの中点だと考えてください。次に、バンド内のペナルティーを増加または減少させる理由があるかどうか、またはバンドを変更するかどうかを判断します。
- 1.6 以下の質問に対する肯定的な回答は、ペナルティーの軽減につながります。
 - (a) 違反は偶然であったか？
 - (b) 違反せざるを得ない事情やもっともな理由があったか？
 - (c) 違反は競技者自らから報告されたか？
 - (d) その艇の乗員や支援者以外の誰かが、その違反行為の原因となったか？
- 1.7 以下の質問に対する肯定的な回答は、ペナルティーの加重につながります。
 - (a) 違反は繰り返されたか？
 - (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか？
 - (c) 違反を隠そうとしたか？
 - (d) 誰かに迷惑をかけたか？
- 1.8 Jury はペナルティーを加重すべきか軽減すべきかを決定するために、その他の問いを用いることができます。
- 1.9 ペナルティーを計算および適用するにあたっては以下を適用します：
 - (a) 裁量ペナルティーは、リタイアまたは DSQ の得点より悪くはならない。
 - (b) パーセンテージペナルティーは、小数点以下第 2 位を四捨五入する。
 - (c) 違反が艇の性能に影響した場合、抗議が全てのレースにおいて有効である限り、影響した全てのレースにペナルティーが課される。
 - (d) 違反が艇の性能に影響なく、とりわけ大部分が手続き上の問題であった場合には、規則 64.2 に定める通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。
- 1.10 裁量ペナルティーを適用する場合の判決文または通告には、以下のような記述を含めてください。
 - (a) 「DP ガイドに基づき、出発点を xx%と決定した。」
 - (b) 「……であったので、ペナルティーを軽減した。」または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
 - (c) 「……であったので、ペナルティーを加重した。」または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」
 - (d) 「ペナルティーは xx%とし、[当日の全レースに]または[第 yy レース]に適用される。」

2. 裁量ペナルティーの基本ペナルティー・バンド

2.1 通常はバンドの中央値が基本ペナルティーとなります。

2.2 リストにない違反行為やバンドが範囲で提示されている場合は 2 番目の表を参照してください。

2.3 その違反行為には裁量ペナルティーの適用が認められていることを確認すること。

NoR3	無線通信		
	NoR3	全ての艇に利用可能でない、無線やデータ、または携帯電話のメッセージの送受信を行った	3
NOR5 SI4.2	新型コロナウイルス感染拡大予防対策		
	NOR5 SI4.2	『健康管理に関するガイドライン』に従わなかった もっともな理由があった もっともな理由がなかった	1-3 2-4
SI1.3	個人用浮揚用具		
	SI1.3	レースをしていないときの個人用浮揚用具の長い期間の未着用	1-3
SI4.1	行動規範		
	SI4.1	合理的な要求に応じなかった もっともな理由があった もっともな理由がなかった	1-2 2-3
SI5.2	陸上で発する信号		
	SI5.2	出艇した(艇を水面に浮かべることを含む) 捜索が発動した、または発動する可能性があった	2 3-4
SI11.2	スタート		
	SI11.2	スタートエリアを回避しなかったが、レース艇、運営艇を妨害しなかった 艇または運営艇を妨害した スタートエリアを回避せず、RRS 23.1に違反した	1 2 4
SI19	装備の交換		
	SI19	指示に従わなかった もっともな理由がある もっともな理由がなかった 装備を不適合な装備に交換した	1 3 4
SI20	装備と計測のチェック		
	SI20	指示に従わなかった もっともな理由がある もっともな理由がなかった	1 3
SI25	保険		
	SI25	加入しなかった もっともな理由がある もっともな理由がなかった	1 3

3. 一般的な質問

3.1 上記の表に当該の違反がない場合、または上記の表において複数のバンドを示している場合に使用します。

違反行為が危険を及ぼす可能性があったか？	
いいえ	1
及ぼす可能性はあったが、確かではない	2-3
はい	4
その艇が、競技上の有利を得ていないことを証明できるか？	
はい、有利を得た可能性はなかった	1
いいえ、有利を得た可能性はあるが、明らかではない	2-3
いいえ、明らかに有利を得た	4
その違反行為が、セーリング・スポーツの名譽を傷つける可能性があったか？ (注：スポーツの名譽を傷つけ可能性があると Jury が判断し、特に他の規則が適用されない場合、RRS 69 に基づく処置を検討する。)	
いいえ	1
懸念されるが、確かではない	2-3
はい	4
その違反行為が損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？	
いいえ	1
可能性はあったが、確かではない	2-3
はい	4

支援者および艇に対する裁量ペナルティーの指針

1. 全般

プロテスト委員会が審問において、支援者が規則または開催地の規制に違反したと判定した場合、RRS64.5 は、支援者へのペナルティーや、特定の状況において、艇へのペナルティーを規定しています。裁量のペナルティーは、単なる標準ペナルティーのリストではありません。一貫性を維持しながら、ペナルティーを正当なものとして調整する必要があります。全体的な概念は、特定の違反に対する基本的なペナルティーを確立し、状況に応じてペナルティーを増減することです。不正行為の場合、支援者と艇に対するペナルティーは RRS 69 に従って決定されます。

2. 支援者に対する裁量ペナルティー

2.1 ペナルティーは次の 5 つのレベルに分けられます。

レベル 1：警告

レベル 2：その支援者を 1 レース以上、出艇させない

レベル 3：その支援者を 1 日以上、出艇させない

レベル 4：その支援者を 1 日以上、大会会場に入れない

レベル 5：その支援者を残りの大会期間中、大会会場に入れない、および/または、不正行為で RRS69 に基づきその支援者を告発するなど、規則の規定に従ってプロテスト委員会の権限内でその他の措置を講じる。

2.2 裁量ペナルティーの基本ペナルティー

SI4.1	行動規範		
	SI4.1	合理的な要求に応じなかった もっともな理由があった もっともな理由がなかった	1-2 2-3
NoR14	支援者・支援艇 / 支援艇・観覧艇		
SI22	NOR14.1	会場内に未登録の支援艇がいた	3-5
	SI22.1	艇がレースで帆走することが予想される範囲の外側にいなかった もっともな理由がある	1-3
		もっともな理由がなかった	3-5
	SI22.2	救助要請に従わなかった指示に従わなかった もっともな理由がある	1-2
		もっともな理由がなかった	3-4
SI22.3	識別旗を指示通り掲揚していたが、飛んだ	1-2	
	識別旗を指示通り掲揚していなかった	3-4	

	SI22.4	救助要請に従わなかった指示に従わなかった もっともな理由がある もっともな理由がなかった	1-2 3-5
	SI22.5	レスキュー活動を考慮しない人数で乗船していた もっともな理由がある もっともな理由がなかった	1-2 3-5

3. 艇に対する裁量ペナルティー

3.1 プロテスト委員会は、RRS 60.3 (d) または 69 に基づく、支援者の規則違反に係る審問の当事者である艇に対して、あるレースでのその艇の得点に DSQ またはそれ以下の変更を加えることによりペナルティーを課することもできます。ペナルティーを決定する際、プロテスト委員会はこの文書を指針として用います。

3.2 ペナルティーは 4 つのバンドに分割され、中間点が通常の基本ペナルティーです：

- (a) バンド 1 0 – 10% (中間点 5%)
- (b) バンド 2 10 – 30% (中間点 20%)
- (c) バンド 3 30 – 70% (中間点 50%)
- (d) バンド 4 DSQ

3.3 先ず、以下の表を使用して適用されるバンドを見つけます。プロテスト委員会は、ペナルティーを加重または軽減すべきかを決定するために他の質問をすることができます。「基本ペナルティー」はバンドの中間点にあります。

その艇は競技上の有利を得たか？	バンド
有利を得た可能性はない	1
有利を得る可能性がある	2-3
はい、明らかに有利を得た	4
プロテスト委員会が、以前の審問の後、ペナルティーが課せられる可能性がある」と艇に書面で警告を与えた後、支援者が更なる違反を犯した。 その違反行為により損傷または傷害が発生する可能性はあったか？	
いいえ	1
可能性はあったが、確かではない	2-3
はい	4
その違反行為により安全性が損なわれる可能性があったか？	
いいえ	1
可能性はあったが、確かではない	2-3
はい	4
その違反行為がセーリング・スポーツの名誉を傷つける可能性があったか？	
いいえ	1
可能性はあったが、確かではない	2-3
はい	4

ペナルティーの計算および適用には以下が適用される：

- (a) 裁量ペナルティーは、艇の得点をリタイアまたは DSQ より悪くはならない。
- (b) パーcentage・ペナルティーは、小数点以下第 2 位を四捨五入する。
- (c) 違反が艇の性能に影響した場合、抗議が全てのレースにおいて有効である限り、影響した全てのレースにペナルティーが課される。
- (d) 違反が艇の性能に影響なく、とりわけ大部分が手続き上の問題であった場合には、規則 64.2 に定める通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。

3.4 プロテスト委員会は、違反に対して適切なペナルティーを決定する裁量権を持ちます。それは、警告を与えることから当事者を大会から排除することまで、または当事者が有する特権または特典を剥脱すること、または規則で定められた権限内で他の処置を取ることです。

以下の質問に対する答えによって、ペナルティーを加重または軽減させる理由があるかどうかを判断します。

以下の質問に対する肯定的な回答は、ペナルティーの軽減につながります。

- (a) 違反は偶然であったか、または回避できなかったか？
- (b) 違反せざるを得ない事情やもっともな理由があったか？
- (c) 支援チーム以外の誰かが、その違反行為に加担したか？
- (d) 支援者は違反を認め、調査に貢献したか？

以下の質問に対する肯定的な回答は、ペナルティーの加重につながります。

- (a) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか？
- (b) 違反を隠そうとしたか？
- (c) 誰かに迷惑をかけたか？
- (d) 支援者は更なる違反を犯したか？

プロテスト委員会は、ペナルティーを加重すべきか軽減すべきかを決定するために、その他の質問をすることができます。

4. 判決の記述

裁量ペナルティーを適用する場合の判決文には、以下のような記述を含めてください：

- (a) 「DP ガイドに基づき、出発点を xx%と決定した。」
- (b) 「……であったので、ペナルティーを軽減した。」または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
- (c) 「……であったので、ペナルティーを加重した。」または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」
- (d) 「艇のペナルティーは xx%とし、[当日の全レース]または[第 yy レース]に適用される。」

2023 年 03 月 31 日
2023 九州さくらカップ選手権大会
プロテスト委員長 伊藤大貴